

# 郵送での原動機付自転車廃車手続きについて

軽自動車税は、毎年4月1日が課税基準日となるため、3月末までに廃車等の手続きを行わないと翌年度の軽自動車税が課税となります。

「西東京市」、「田無市」、「保谷市」のナンバープレートをお持ちの方がお手続きできます。

## 提出書類

### 1 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

標識交付証明書を見ながら、記入例をご確認のうえ、わかる範囲でご記入をお願いいたします。

※市から内容確認のご連絡をする場合がありますので、必ず電話番号の記入をお願いいたします。

### 2 所有者の本人確認書類(運転免許証等)の写し

### 3 切手を貼付した返信用封筒(氏名・宛先が明記されているもの)

廃車手続き後、市から廃車申告受付書を返送する際に使用します。

※返信用封筒の氏名・宛先が届出者の現住所と異なる場合は、申告書の下部余白部分にも返信用封筒の氏名・宛先を記入してください。

### 4 ナンバープレート

### 5 ナンバープレート弁償金(ナンバープレートを紛失した場合)

※1台につき100円のナンバープレート弁償金が必要です。郵便局で必要な金額分の定額小為替を購入し、買った状態のまま(切り取り不要・未記入のまま)同封してください。

※盗難被害にあった場合で、盗難届を警察署に提出していることを市で確認できれば、弁償金不要となります。廃車申告書の「盗難届出欄」を漏れなく記入してください。漏れがあると警察署で「盗難届出」の確認ができず、弁償金が必要となります。

### 6 標識交付証明書(紛失等の場合はなくても可)

※西東京市で原付バイクをご登録された際に交付している証明書です。

### 7 届出者が所有者・使用者と異なる場合は、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証等)の写し(バイク販売店等が手続きする場合は不要)

#### 【書類送付先・問合せ先】

〒188-8666

西東京市南町5-6-13

西東京市役所市民税課市民税係 軽自動車税担当

直通電話：042-460-9826